

# 栃木県キャンプ協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は栃木県キャンプ協会という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を栃木県内におく。

(ブロック)

第3条 この会は理事会の議決を経て、県内の必要な地域にブロックをおくことができる。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第4条 この会は、栃木県における野外活動団体として、キャンプの普及と発展をはかり、すべての県民を対象に、自然環境との調和、健康な生活、心のふれあう人間関係の育成を支援し、社会貢献していくことを目的とする。

2 会員相互の親睦と資質の向上をはかる。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的をとげるために、次の事業を行う。

- (1) キャンプ指導者の養成および研修
- (2) キャンプに関する講習会等の開催
- (3) キャンプに関する調査・研究
- (4) キャンプに関する情報の収集と提供
- (5) キャンプ指導者の派遣
- (6) 関係諸団体との連絡調整
- (7) その他、この会の目的をとげるために必要な諸事業

## 第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この会の会員は、次の個人又は団体で構成する。

- (1) 正会員 第5条の目的に賛同し、会の運営及び活動に参加する個人
- (2) 普通会員 この会の趣旨に賛同する個人
- (3) 特別会員 この会の趣旨に賛同する団体

(会員資格)

第7条 前条(1)～(3)の会員になろうとする者は、別に定める申込書により会長宛申し込むものとし、以下のいずれかの方法によるものとする

- (1) 正会員 この会の会長宛に正会員として入会申請した個人
- (2) 普通会員 日本キャンプ協会に指導者登録をした個人。または、この会の会長宛に普通会員として入会申請をした個人
- (3) 特別会員 この会の会長宛に入会申請をした団体

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会で別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

2 既納の納入金はいかなる場合も返納しない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 継続して2年以上総会に参加しないとき(表決に必要な書面又は委任状を提出した場合を除く)は正会員としての資格を喪失し、普通会員になることができる。
- (5) 除名されたとき

2 普通会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

3 特別会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員である法人・団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会出席者(委任状出席を含まない)の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。その場合は、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会の規約に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
- 2 その場合、会員は理事会に異議を申し立てることができる。
- 3 異議申し立てのあった場合、理事会は第三者を含む調査委員会を構成し、申し立て事項についての調査を命じ報告を受ける。
- 4 理事会は調査報告を受け、裁定を下す。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は返納しない。

#### 第 4 章 役員

(役員)

第 13 条 この会に次の役員をおく。

- |         |               |
|---------|---------------|
| (1) 会長  | 1 名           |
| (2) 副会長 | 2 名           |
| (3) 理事  | 15 名以上 20 名以内 |
| (4) 監事  | 2 名           |

(役員職務)

第 14 条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を遂行する。なお、理事の互選により理事長を選出し、理事会を掌理する。
- 4 監事は、この会の事業及び財務を監査する。

(役員選任等)

第 15 条 役員は、総会で正会員の中から選任する。

- 2 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 補充により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 5 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事の 4 分の 3 又は会員の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 健康上の理由により、職務の執行に堪られないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 17 条 役員は無給とする。ただし、事務局担当者については理事会の議決により、手当を支給することができる。

第 5 章 会議

(総会)

第 18 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、正会員の 3 分の 1 以上の出席(委任状可)で成立する。

- 2 総会は年 1 回以上開催し、会長がこれを召集し、議長を務める。
- 3 次の場合には臨時総会を開くことができる。
  - (1) 会長が必要と認めるとき
  - (2) 正会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき
- 4 総会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画・執行に関すること
  - (2) 予算、決算の承認に関すること
  - (3) 役員を選出等に関すること
  - (4) その他、必要事項に関すること
- 5 総会の議決は出席者(委任状出席を含まない)の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 総会は、議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名が署名し保管する。

(会員への通知)

第 19 条 総会の議事内容は全会員に通知する。

(理事会)

第 20 条 理事会は、正副会長、理事長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長が召集しその議長を務め、次の事項について審議し会務を処理する。
  - (1) 総会から付託された事項
  - (2) 総会を召集する時間がなく緊急を要する事項
  - (3) その他、必要と認める事項
- 3 理事会は、2 分の 1 以上の出席者(委任状可)で成立する。
- 4 理事会の議決は出席者(委任状出席を含まない)の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 理事会は、議事録を作成し、議長及び出席代表者 2 名が署名し保管する。

第 6 章 その他

(委員会)

第 21 条 この会の目的遂行のために、理事会の議を経て、専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

2 委員会についての細則は別に定める。

(顧問)

第 22 条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第 23 条 この会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局に事務局長、書記及び会計をおく。

3 事務局長は、理事の互選とする。

4 書記及び会計は、会長が任免する。

(経費)

第 24 条 この会の経費は、次のもので充てる。

(1)会費

(2)入会金

(3)寄附金

(4)事業に伴う収入

(5)補助金

(6)その他の収入

2 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 会員の入会金及び会費についての細則は別に定める。

(規約の変更)

第 25 条 この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て改訂することができる。

付則

1 この規約は、昭和 63 年 11 月 5 日から施行する。

2 この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

3 この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

4 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

5 第 15 条 2 項の規定は、改正前の規約により選任された役員について、継続して適用する。

6 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。